

令和3年10月15日(金)  
国土交通省関東地方整備局  
監 査 官 室

## 記 者 発 表 資 料

### 令和3年度関東地方整備局入札監視委員会の開催結果について

令和3年9月16日(木)に、令和3年度関東地方整備局入札監視委員会第一部会第2回定例会議を開催し、工事6件、建設コンサルタント業務等3件、物品・役務等1件の入札結果が審議されました。

審議概要は別紙のとおりです。

#### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ

#### 問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館

電話 048-601-3151(代) FAX 048-600-1910

入札契約監査官	<small>くらさわ ひろゆき</small> 倉澤 博之 (内線 2220)	技術開発調整官	<small>いしはま やすまさ</small> 石浜 康賢 (内線 3113)
契約管理官	<small>みずのや みつお</small> 水野谷 光夫(内線 2222)	主任監査官	<small>おおしば きみひこ</small> 大柴 公彦 (内線 2114)

令和3年度  
 関東地方整備局 入札監視委員会第一部会第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所		令和3年9月16日(木) 関東地方整備局 【Web会議】	
委員		大野 由香子 (慶應義塾大学 教授) 奥井 義昭 (埼玉大学大学院 教授) 奥原 玲子 (弁護士) 伊永 大輔 (東京都立大学大学院 教授) 徳力 徹也 (帝京大学 教授) 廣田 直行 (日本大学 教授)	
審議対象期間		令和3年4月1日 ~ 令和3年6月30日	
審議案件		総件数 10件	(備考) ○工事・建設コンサルタント業務等の発注件数、入札結果の状況、指名停止等の運用状況及び談合情報の報告を行った。
工 事	一般競争 (政府調達)	1件	
	一般競争 (政府調達以外)	2件	
	工事希望型競争	0件	
	指名競争	2件	
	随意契約	1件	
建設コンサルタント業務等		3件	
物品・役務等		1件	
委員からの意見・質問、それに対する説明・回答		意見・質問	説明・回答
		別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容			

○問い合わせ先

さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館 電話 048-601-3151 (代)

国土交通省関東地方整備局 入札監視委員会事務局

入札契約監査官 倉澤 博之 (内線2220)

契約管理官 水野谷 光夫 (内線2222)

技術開発調整官 石浜 康賢 (内線3113)

主任監査官 大柴 公彦 (内線2114)

意見・質問	説明・回答
<p>〔報告事項〕</p> <p>1. 発注一覧</p> <p>・特になし</p> <p>2. 入札結果の事後的・統計的分析について</p> <p>・本日の報告事項の中で、低入札が3件発生したが3件とも問題ないということで契約に至った、という報告があったが、いずれもかなりの低入札ではあったが、関係書類さえ出せば問題ないことが多い、という印象をもった。そうであれば、低入札であっても問題ないというエビデンスを積み上げるとともに、低入札であっても契約できるという仕組みにした方が良いのではないか。もしこの3件のみしか書類の提出が無かったということであればなおさらだが、その点を確認したい。</p> <p>3. 指名停止等の運用状況</p> <p>・特になし</p> <p>4. 入札談合に関する情報等への対応状況</p> <p>・特になし</p> <p>〔抽出案件の説明及び審議〕</p> <p>1. 一般競争入札方式（政府調達）</p> <p>【R3 圏央道館野高架橋上部その2工事】鋼橋上部・本官</p> <p>・質問なし</p> <p>2. 一般競争入札方式（政府調達以外）</p> <p>【R2 多摩川六郷河道浚渫工事】しゅんせつ</p>	<p>・低入札の件について、低入札になる理由について推測ですが、一つは企業が発注内容を読み違えてしまうことがあり、自ら説明を諦めるケースが多いと思われます。もう一つは、調査基準価格を下回った企業については適切に工事が出来るのか確認する際に、資料が用意出来ない、手間を掛けて準備しても受注出来るかわからないなどの理由により、辞退されるケースが考えられます。過去の実績から全国的に調査基準価格が定められており、それを下回った企業は粗悪な工事になるという事例もあったことから、現状の制度で運用しているものでございます。</p> <p>・低入札で契約した3件については、書類が提出され、審査の結果、問題なく契約に至ったのがこの3件であり、他にも書類は提出されたけど、審査の結果、施工体制評価点の加算点で満点が取れず、結果的に受注出来なかったという工事もございます。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>・高落札になった理由について、もう一度説明をお願いしたい。</p> <p>・官積算と同等の金額を入れて高落札になったとすると、2者が予定価格を超過したのはどういう理由が考えられるのか。</p> <p>・官積算を使わなかった者が高くなったという理解でよろしいか。</p> <p>・1者が低入札になった理由について、何かあるか。</p> <p>・1者は努力して低入札になっているということだが、書類提出があれば、その後の手続きにおいて、考慮されるということなのか。</p> <p>・その調査書類の作成はかなり難しいものなのか。</p> <p>・低入札でなければ、書類調査はないとの理解でよろしいか。</p> <p>・今の制度について理解は出来るが、一方で価格を下げた方に資料作成を科しているということになっている。品質を確保していれば価格が低い方が良いが、一方で価格が高ければ、それで品質が確保出来るかという資料は求めているというところがあるので、制度について一考しても良いのではと感じる。</p>	<p>・高落札になった理由は、積算基準に基づいて各社積算しており、直接工事費は官積算に近い価格となりました。併せて、工事費の内訳を確認したところ、直接工事費だけでなく現場管理費等も官積算に近い価格であり、その理由として、本工事が漁協等の地元対応、或いは浚渫を河道内で行うため、周辺を船が航行しているといった条件が厳しく現場管理費が削減できないため高落札率になったものと考えております。</p> <p>・浚渫工事の中で土の運搬船を使うのですが、超過2者の工事費内訳書では1者は官積算の112%、もう1者は176%と高くなっております。これは各社によって土運搬船の確保できる状況が異なり、結果として2者は予定価格を超過したのものと考えております。</p> <p>・土運搬船については、各条件によってそれぞれ価格が変わってきますので、今回この2者は官積算で用いた価格に対応できなかったものと思います。</p> <p>・こちらは、各積算項目については、ほぼ官積算に近いものですが、一般管理費については、51%とかなり低めで受注意欲としては努力されたものと思いますが、結果として、調査基準価格を下回り、なおかつ調査書等が提出されなかったことで無効になったところです。</p> <p>・低入札、いわゆる調査基準価格を下回った場合には、その実効性、工事の品質や、適正な工事が行われる体制が確保できるかを審査することとなり、それらが確認できれば良いのですが、今回は調査書類が提出されなかったため無効となっております。</p> <p>・受注者側の立場で考えると殆どの場合、書類は提出されずに無効になることが多いことから、品質の担保や施工体制の確保が難しいとのことだろうと思います。</p> <p>・それでよろしいと思います。</p> <p>・発注者としては品質を確保するという観点から、これ以上低い価格であれば品質が担保出来ない恐れがあるという価格（調査基準価格）を定めております。調査基準価格より高い価格であれば、なるべく低い価格の方が良いと考えておりますが、調査基準価格より低い価格であれば、書類を提出していただき、本当にこの価格で適切に施工出来るのかを確認しております。</p> <p>今の制度では、安ければ安い方が良いという訳ではなく、一定の品質が確保されなければならないことから、基本的に調査基準価格以上で入札いただき、価格と総合評価の技術点とで総合的に判断して落札者を決定するという制度になっており、一定の合理性があると考えております。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>・今の制度からすると、品質を確保しているというのは価格でしか判断していないと感じられる。ぎりぎり低入札でなかった場合、調査基準価格を当てられたから資料の提出を免れたということになり違和感がある。</p> <p>・1件目も2件目も低入札の企業が多く、例えば、数量を読み違えている、製品単価であり得ない安い単価としている、人員配置を削減している等、品質確保に問題があるものは別として、企業努力で安く出来たと説明された後に、品質確保という説明をされると、矛盾しているように感じる。 今回の案件で、低入札によって資料を提出しなかった企業が多いということを何らかの形で検討する必要があるのではないか。例えば、低入札になる価格の設定の範囲を広げる、提出資料を簡素化する等、ご検討いただきたい。</p> <p>・実際に賃金が下請けにしっかりと払われているかという調査はされているのか。また、下請けが少ない場合にはコストカット出来る場合もあるので、そのような調査はしておくべきではないか。</p> <p><b>【審議案件総括】</b></p> <p>・各委員の指摘については、低入札調査の主旨や意義は当然あることを前提として、低入札調査による追加資料を提出せず無効となるケースが非常に多く、受注意欲がありかつ安い価格で安全に工事が施工出来る企業が、低入札調査の負担のため受注出来ないというような、低入札調査が過度な負担になっていないかということをチェックすべきではないかという主旨だと思われるので、事務局においてご検討願いたい。</p> <p>3. 一般競争入札方式（政府調達以外） <b>【R2 烏川右岸根小屋町管理用道路整備工事】一般土木</b> ・質問なし</p> <p>4. 指名競争 <b>【R2 福川水門・法師戸水門予備発電設備他工事】受変電設備</b></p> <p>・総合評価項目として災害活動実績がほとんどであるが、落札業者が評価点0点の企業であった。なぜ総合評価項目を災害活動実績中心としているのか。</p>	<p>・1点補足させていただくと、2番目の案件で、企業努力により一般管理費を削減出来たということでしたが、一般管理費というのは、会社の経費や人件費に係るものであるため、企業努力とは言っても、あまりにも低ければ作業員の賃金などに反映される恐れがあることから、一般管理費も含めた全体の価格で発注者として判断させていただいております。 ご指摘については良く理解しましたので、注視して参ります。</p> <p>・公募型指名競争入札については、昨年度から試行的に実施しており、逼迫する災害に備えるため、比較的企業が取りやすいと思われる災害活動実績を総合評価項目として、統一的に設定しているところであります。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>・災害活動実績のみで評価しているということであれば、今回のように評価点が0点の企業が受注するという事は、入札金額のみで評価されることになっても致し方ないという前提で行っている形式であるとの理解でよろしいか。</p> <p>・技術点が6点の企業が低入札で追加資料が提出されなかったことから無効となっているが、辞退した企業は別として、調査基準価格の探り合いになっているように思われる。予定価格についてはある程度予想出来る企業があるとのことだが、これだけ低入札の企業がいるということは、調査基準価格を予想出来ない企業も多いと思われる。予定価格と調査基準価格の間の価格でなければ受注出来ないということであれば、調査基準価格を示したうえで、クオリティで競争させた方がシンプルな競争になるのではないか。</p>	<p>・災害活動実績は比較的取りやすいと考えておりますが、今回は結果として加点出来ない項目であったというものであります。公募型指名競争入札については、昨年度から試行しているものでありますので、試行の状況を見ながら、評価項目についても検討して参りたいと考えております。</p> <p>・基本的には工事を完成させるために必要な価格を予定価格として設定し、その価格に対して品質を確保しながら、適切に施工出来る価格を調査基準価格として設定しております。中には自社で機材を持っているので、品質を確保しながら調査基準価格に近い価格で施工出来る企業があるかもしれないし、そうではなく専門業者を下請けにお願いする場合は、予定価格に近い価格でないと出来ない企業もあり、一律どの企業も調査基準価格付近の価格で施工出来るという訳ではないと思われます。調査基準価格は全国的な調査で決められており、総合評価を導入した当初では、調査基準価格を下回る工事では、かなり粗悪な工事もあったことから、それを踏まえて現在の制度になっているところですので、ご意見については今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>5. 指名競争</p> <p>【町田地方合同庁舎（21）建築改修その他工事】 建築</p> <p>・公募型指名競争入札は、通常指名と違い、受注意欲がある会社しか参加申請しないため辞退はあり得ないと思っていたが、今回かなりの辞退が出ている。これは、どのような理由か。合理的な辞退理由であれば、これを取りまとめて、辞退が生じにくい入札方式を検討していく必要があるだろう。</p>	<p>・一般競争や公募型指名競争であっても、参加申請があった社のうち半分以上が入札時に辞退するというのは一般的でございます。辞退の理由としては、建設業法に基づき3,500万円以上の工事については技術者の専任を要するため、自治体などの他工事を受注したため配置予定技術者が配置出来なくなったというのが一番多い理由です。</p>
<p>6. 随意契約</p> <p>【東京外環中央JCT北側ランプ函渠（その2）工事】一般土木・本官</p> <p>・契約金額と予定価格に近いが、契約金額はどのように決まっているのか。特殊な工事であるため、前工事の設備がどのようになっていたかなど、条件次第で価格は変わると思われる。</p> <p>・予定価格はほとんど分かってしまうということなのか。</p>	<p>・本工事は前工事に引き続いての随意契約の後工事であります。前工事において総価契約単価合意方式に基づき個別単価合意を行っており、当該設計書は、前工事の合意された単価等を用いて積算を行い、予定価格を算出しております。そのため、請負者側においても精度の高い算出が可能になったと推察されます。</p> <p>・見積合わせを行っており、その結果、予定価格の範囲内であれば落札決定となり、近似値で落札になったと推察しております。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>・関連する隣接工事が用地引き渡しで遅延した等の影響を受けて、今回の工事に遅れが生じたとの理解でよいか。</p> <p>・前工事の契約金額は完了していないので、途中までしか支払われていないため今回の発注になっていると思われるが、前の工事との連続性について教えてほしい。</p> <p>・予定価格を予想出来る企業とそうでない企業で不公平になっているのではないかと感じられる。予定価格を事前に公表するというやり方があっても良いのではないか。</p> <p>・随意契約であっても一般的に入札はするのか。</p>	<p>・そのとおりです。</p> <p>・前工事の見積合わせは、1度で行っているのではなく、4回変更契約を行っており、その都度出来高に伴う価格の変更を行い、工事を実施しております。今回工事は前工事の残工事部分の契約のため、工事の連続性は確保されており、見積に関わる単価等については、前工事を準用できるため精度高く算出できたものと考えております。</p> <p>・本工事は随意契約であり、工事を引き継げる1者と見積合わせを行っております。</p> <p>・予定価格については官側で積算し、落札決定後に公表しているところです。そのため、事後に企業側で予定価格について分析することは可能であり、その後の工事においても高い精度で予想出来るものと考えられます。一方で、ごくわずかですが、予定価格を事前公表している地方公共団体もありますが、そうなる価格での競争原理が働かなくなるということもあります。法律や制度に係る部分でもありますので、いろいろと研究して参りたいと考えております。</p> <p>・随意契約でもあっても見積合わせとして入札行為は行っております。</p> <p>・外環の工事についても、随意契約ですが入札は実施しており、予定価格を下回らないと落札出来ません。1回目～3回目の入札は予定価超過となり、4回目の入札で予定価格を下回ったことから、契約に至ったという経緯になります。</p>
<p>7. 一般競争入札方式（総合評価）</p> <p>【R3・4東京国道事務所積算技術業務】土木コンサル</p> <p>・質問なし</p> <p>8. 簡易公募型競争入札方式（総合評価）</p> <p>【R3宮ヶ瀬ダム流量観測業務】測量</p> <p>・質問なし</p>	





意見・質問	説明・回答
<p>【全体を通して】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザル方式については、事前に設定した価格の範囲内で提案を求めて評価するものと認識しているが、随意契約も含めて、応札を行う必要性は何か。省いても良いのではないか。</li> <li>・応札するわけではなくて、見積書を徴しているということか。</li> <li>・プロポーザル方式は先に予定している金額ありきで実施しているのに、また新たに応札をさせる必要はあるのか。</li> <li>・特定相手のみで見積合わせではないのか。応札には特定相手の価格を下げるという意図は無いと認識しているが、間違い無いか。</li> <li>・もし、法令上問題が無いようであれば、簡略化した手続きも検討して頂いたほうがよいと思っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予決令第99条の6により、随意契約による場合はなるべく2者以上の見積を徴することとしているため、これに基づいて価格交渉ではなくて見積書を徴しております。</li> <li>・そのとおりです。</li> <li>・おおよその金額を定めていますが、提案によっては予定額満額を要する場合もあれば、少しでも安く出来る提案もあるため、見積書を徴することは無意味ではないと考えております。</li> <li>・プロポーザル方式に関しては、制度的に価格で決めている訳ではなく提案内容で判断しているため、明示した価格より下回っていれば問題ないことから、委員の認識のとおりです。</li> </ul>

【工事】

入札方式	工事名	工事種別	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備考
							(単位:千円)	(単位:%)	
一般競争 (WTO)	R3圏央道館野高架橋上部その2工事	鋼橋上部	19	16	令和3年6月15日	日本鉄塔工業(株)	1,598,520	91.81%	
一般競争	R2多摩川六郷河道浚渫工事	しゅんせつ	7	7	令和3年5月6日	東亜建設工業(株)	280,500	98.49%	
一般競争	R2烏川右岸根小屋町管理用道路整備他工事	一般土木	3	3	令和3年5月11日	田中建設(株)	125,400	99.02%	

入札方式	工事名	工事種別	指名業者数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備考
							(単位:千円)	(単位:%)	
指名競争	R2福川水門・法師戸水門予備発電設備他工事	受変電設備	7	5	令和3年6月15日	(株)イー・トラスト埼玉	123,651	99.75%	
指名競争	町田地方合同庁舎(21)建築改修その他工事	建築	22	19	令和3年5月13日	小雀建設(株)	123,200	97.31%	

入札方式	工事名	工事種別	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備考
					(単位:千円)	(単位:%)	
随意契約	東京外環中央JCT北側ランプ函渠(その2)工事	一般土木	令和3年4月1日	東京外環中央JCT北側ランプ函渠工事戸田・浅沼特定建設工事共同企業体	1,958,000	99.79%	

【コンサル】

入札方式	業務名	業種区分	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備考
							(単位:千円)	(単位:%)	
一般競争 (総合評価)	R3・4東京国道事務所積算技術業務	土木コンサル	3	3	令和3年4月8日	(株)都市整備技術研究所	32,571	100.00%	

入札方式	業務名	業種区分	手続への参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備考
							(単位:千円)	(単位:%)	
簡易公募型競争入札 (総合評価)	R3宮ヶ瀬ダム流量観測業務	測量	6	6	令和3年4月1日	大栄測量設計(株)	15,290	97.75%	

入札方式	業務名	業種区分	手続への参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数	技術提案書の提出者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備考
							(単位:千円)	(単位:%)	
簡易公募型プロポーザル	千葉圏央道水文他調査検討業務3G4	地質調査	5	5	令和3年4月9日	(株)エイト日本技術開発	23,342	99.95%	

【物品・役務等】

入札方式	業務名	業務分類	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備考
							(単位:千円)	(単位:%)	
一般競争	R3道路関係事務データ入力作業	役務の提供等	8	7	令和3年6月14日	東京都ビジネスサービス(株)	4,290	31.00%	